

お知らせはがき及びお知らせ通知書イメージ

(お知らせはがき)

重要

料金は納郵便
e-Taxでも郵便でも
作成・納入は自動で計算!

100-0013
千代田区霞が関
3丁目1-1

※ 確定申告に関する重要なお知らせです。必ずご本人様にご確認ください。

国税 太郎 様

カスタマーコード

平成30年分確定申告書の受付期間及び納期限等

申告書の受付期間	納期限
所得税及び復興特別所得税 平成31年2月18日(月) ～平成31年3月15日(金)	納期限(延滞税納付済の場合) 平成31年3月15日(金)
消費税及び地方消費税 平成31年1月 ～平成31年4月1日(月)	平成31年4月1日(月)

納付先
100-0013
千代田区九段南
1丁目1番15号
九段第2合同庁舎

電話
03-3221-6011

JH1 0000000001

このお知らせは、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーをご利用いただいた方などへ、確定申告書の作成に必要な情報を伝えるために送付されています。

平成30年分確定申告書の作成に必要な情報

国税 太郎 様

「電子申告 (e-Tax) に関する事項」

○ 利用者識別番号
1234 1234 1234 1234

○ ダイレクト納付 利用あり
※ 利用金融機関については、e-Taxのメッセージボックスをご確認ください。

「所得税及び復興特別所得税に関する事項」

○ 申告の種類 青色

○ 予定納税額 (合計) 9,999,999,999 円

○ 振替納税利用 国税銀行 財務支店

「消費税及び地方消費税に関する事項」

○ 「簡易課税制度選択届出書」の提出状況 提出あり

○ 「課税事業者選択届出書」の提出状況

○ 「課税期間特例選択届出書」の提出状況

○ 中間納付税額 (合計) 9,999,999,999 円

○ 中間納付譲渡割額 (合計) 9,999,999,999 円

○ 振替納税利用 国税銀行 財務支店

※ 「簡易課税制度選択届出書」を提出している方であっても、簡易課税制度 (前4年) の課税売上高が 8,000万円を超える方は簡易課税制度は適用できませんのでご注意ください。

※ 届出書の提出状況については、届出書の提出がない場合は平成29年分に適用がないと見込まれる場合に、「一」を表示しています。

※ 1月ごとの中間申告を行った方など中間納付税額が確定していない方は、中間納付税額及び中間納付譲渡割額が表示されません。

※ 最終の中間申告分までの消費税額及び地方消費税額を合計し、申告書「10」欄及び「21」欄に記載してください。

「予定納税額」等の確定申告書の作成に必要な情報を記載

国税 太郎 様

「電子申告 (e-Tax) に関する事項」

○ 利用者識別番号
1234 1234 1234 1234

○ ダイレクト納付 利用あり
※ 利用金融機関については、e-Taxのメッセージボックスをご確認ください。

「所得税及び復興特別所得税に関する事項」

○ 申告の種類 青色

○ 予定納税額 (合計) 9,999,999,999 円

○ 振替納税利用 国税銀行 財務支店

「消費税及び地方消費税に関する事項」

○ 「簡易課税制度選択届出書」の提出状況 提出あり

○ 「課税事業者選択届出書」の提出状況

○ 「課税期間特例選択届出書」の提出状況

○ 中間納付税額 (合計) 9,999,999,999 円

○ 中間納付譲渡割額 (合計) 9,999,999,999 円

○ 振替納税利用 国税銀行 財務支店

(お知らせ通知書)

100-0013
千代田区霞が関
3丁目1-1

国税 太郎 様

カスタマーコード

通知 送付先
池町 税務署長

平成30年分
確定申告のお知らせ

※ 確定申告書用紙の送付に代えて、
このお知らせをお送りしています。

平成30年分確定申告書の作成に必要な情報

「電子申告 (e-Tax) に関する事項」

○ 利用者識別番号
1234 1234 1234 1234

○ ダイレクト納付 利用あり
※ 利用金融機関については、e-Taxのメッセージボックスをご確認ください。

「所得税及び復興特別所得税に関する事項」

○ 申告の種類 白色

○ 予定納税額 (合計) 12,000,000 円

○ 振替納税利用 二葉五丁目F銀行 金融機関

「消費税及び地方消費税に関する事項」

○ 「簡易課税制度選択届出書」の提出状況 提出あり

○ 「課税事業者選択届出書」の提出状況

○ 「課税期間特例選択届出書」の提出状況

○ 中間納付税額 (合計) 12,000,000 円

○ 中間納付譲渡割額 (合計) 12,000,000 円

○ 振替納税利用 二葉五丁目F銀行 金融機関

※ 「簡易課税制度選択届出書」を提出している方であっても、簡易課税制度 (前4年) の課税売上高が 8,000万円を超える方は簡易課税制度は適用できませんのでご注意ください。

※ 届出書の提出状況については、届出書の提出がない場合は平成29年分に適用がないと見込まれる場合に、「一」を表示しています。

※ 1月ごとの中間申告を行った方など中間納付税額が確定していない方は、中間納付税額及び中間納付譲渡割額が表示されません。

※ 最終の中間申告分までの消費税額及び地方消費税額を合計し、申告書「10」欄及び「21」欄に記載してください。

平成30年分確定申告書の受付期間及び納期限等

申告書の受付期間	納期限
所得税及び復興特別所得税 平成31年2月18日(月) ～平成31年3月15日(金)	納期限(延滞税納付済の場合) 平成31年3月15日(金)
消費税及び地方消費税 平成31年1月 ～平成31年4月1日(月)	平成31年4月1日(月)

このお知らせは、平成30年11月1日時点の情報に基づき作成しています。
※ すでに申告書提出された方にも送付されている場合があります。
この文書には付添の書類の送付は、最速の郵送によるものとします。